

# 内部者取引の未然防止についてのガイドライン

昭和63年9月28日

理事会決議

平成5年12月27日	一部改正
平成12年6月16日	一部改正
平成13年4月25日	一部改正
平成14年12月18日	一部改正
平成15年3月26日	一部改正
平成16年9月15日	一部改正
平成18年5月31日	一部改正
平成19年11月28日	一部改正
平成24年6月15日	一部改正
平成25年2月27日	一部改正

会員は、内部者取引を未然に防止するために本ガイドラインに定めた事項を織り込んだ社内規程を定めなければならない。

## 1. 法令等の遵守

- (1) 会員は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）その他の法令等を遵守し、内部者取引の未然防止に努める。
- (2) 会員は、投資運用業又は投資助言・代理業に係る情報収集活動、契約締結等に際しては、顧客等に内部者取引規制の意義と内容について、十分理解させるよう努める。
- (3) 会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号に定める法人関係情報（以下「法人関係情報」という。）又はそれに該当するおそれのある情報を知り得る可能性のある者に対し、当該情報を提供しよう働きかけをしてはならない。
- (4) 会員は、有価証券等の取引に係る発注の相手方の評価・選択にあたって、法人関係情報又はそれに該当するおそれのある情報の提供の有無、内容を考慮してはならない。
- (5) 会員の役職員は、有価証券等の取引に係る発注の相手方の役職員から社会通念上妥当な範囲を超えた接待や金銭・物品の供与等を受けてはならない。

## 2. 法人関係情報の管理

- (1) 会員は、その役職員のうちから情報管理責任者（原則として取締役又はそれに類する役職にある者）を定めなければならない。
- (2) 役職員は、法人関係情報又はそれに該当するおそれのある情報を取得した場合は、直ちにその情報を情報管理責任者等（情報管理責任者又は情報管理責任者が指定する者をいう。以下同じ。）に報告する。
- (3) 情報管理責任者等は、役職員から前号に係る報告を受けたときは、当該情報が法人関係情報に該当するか否かについて審査を行い、該当する場合には当該役職員に対し当該法人関係情報の管理等について必要な指示を与える。

(4) 役職員は、法人関係情報又はそれに該当するおそれのある情報を取得し又は報告を受けた場合は、情報管理責任者等が認めるときを除き、当該法人関係情報を社内外を問わず、他人に伝達してはならない。

### 3. 業務のあり方

会員は、投資運用業又は投資助言・代理業の遂行にあたっては、法人関係情報に基づく行為は行ってはならない。

ただし、金商法第 166 条第 6 項各号又は第 167 条第 5 項各号に該当する場合を除く。

### 4. 自己売買のあり方

会員及びその役職員は、自己の計算において法人関係情報に基づく取引を行ってはならない。

ただし、金商法第 166 条第 6 項各号又は第 167 条第 5 項各号に該当する場合を除く。

#### 附 則

この基準は、昭和 63 年 9 月 28 日から施行する。

#### 附 則（平成 14 年 12 月 18 日）

この改正は、平成 14 年 12 月 18 日から施行する。

(注)

改正箇所は、次のとおりである。

- (1) 前文の改正
- (2) 1 及び 2 の改正
- (3) 備考の削除

#### 附 則（平成 15 年 3 月 26 日）

この改正は、平成 15 年 3 月 26 日から施行する。

#### 附 則（平成 16 年 9 月 15 日）

この改正は、平成 16 年 9 月 15 日から施行する。

(注)

改正箇所は、次のとおりである。

- (1) 1 (2) の改正
- (2) 2 の改正 ( (1) ロ (イ) ③、(3)、(4) 及び (5) の改正)
- (3) 3 の改正 (本文の改正及びただし書の追加)
- (4) 4 の改正 (本文の改正及びただし書の追加)

#### 附 則（平成 18 年 5 月 31 日）

この改正は、平成 18 年 5 月 31 日から施行する。

(注)

改正箇所は、次のとおりである。

- (1) 2の改正（(1)イ(イ)、(ロ)及びハ(イ)の改正）

**附 則（平成19年11月28日）**

この改正は、平成19年11月28日から施行する。

(注)

改正箇所は、次のとおりである。

- (1) 1(2)の改正
- (2) 3の改正
- (3) 全規定において金融商品取引法制施行に伴い参照法令、用語を改正

**附 則（平成24年6月15日）**

この改正は、平成24年6月15日から施行する。

(注)

改正箇所は、次のとおりである。

- (1) 2の改正（(1)イ(イ)⑤の改正）

**附 則（平成25年2月27日）**

この改正は、平成25年2月27日から施行する。

(注)

改正箇所は、次のとおりである。

- (1) 1の(3)、(4)、(5)を新設
- (2) 2の(1)を削除し、2の(2)以下1つ繰り上げ
- (3) 2の旧(3)、旧(4)、旧(5)を改正
- (4) 3の改正
- (5) 4の改正